

平成21年第4回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成21年8月25日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（20名）

1番	黒田 芳弘	2番	舩渡 洋子
4番	白井 悦子	5番	高田 文一
6番	高橋 勝美	7番	安藤 重夫
8番	道下 和茂	9番	浅野 英彦
10番	中村 重光	11番	村瀬 明義
12番	若原 敏郎	13番	瀬川 治男
14番	後藤 壽太郎	15番	上谷 政明
16番	大熊 和久子	17番	大西 徳三郎
18番	戸部 弘	19番	高橋 秀和
20番	遠山 利美	21番	鵜飼 静雄

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤原 勉	副市長	小野 精三
教育長	白木 裕治	総務部長	鷲見 良雄
企画部長	高田 敏幸	市民環境部長	藤原 俊一
健康福祉部長	村瀬 光廣	産業建設部長	山田 英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田 道夫	上下水道部長	杉山 尊司
教育委員会 事務局 長	成瀬 正直	会計管理者	矢野 博行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	河合 重光	議会書記	安藤 正和
--------	-------	------	-------

議長（後藤壽太郎君）

皆さん、おはようございます。

昨日、本会議終了後、議会運営委員会を開催しましたので、その結果報告を鶴飼委員長よりお願いいたします。

議会運営委員会委員長（鶴飼静雄君）

では、おはようございます。

今議長から話がありましたように、昨日、議会運営委員会を開きましたので、その内容について報告させていただきます。簡易なことですので、この場をかりて報告させていただきますので、御了承願います。

お手元に配付をさせていただいております「C型肝炎の被害者救済の意見書採択に関する陳情」というのが本定例会開会後に送付されてまいりました。通常ですと定例会に十分間に合うわけでありませけれども、今回は開会が18日ということで開会後に到着をいたしましたので、これについての取り扱いについて協議をいたしました。その結果、28日の文教福祉委員会において、この陳情について、あるいは意見書についてどう取り扱うかということについて協議をしていただくということに決定いたしましたので、もし委員会の結果、意見書を提案するということになりましたときに、事前に皆さんに知っておいていただいた方がよいということで、本日、意見書等を配らせていただきましたので、お目通しをしていただきたいと思いますというふうに思います。どういう形になるかというのは28日の文教福祉委員会の結果次第だということでございますので、御了承願いたいと思います。以上です。

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

それでは、本会議を開催いたします。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号17番 大西徳三郎君と18番 戸部弘君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、市政一般に対する質問を行います。

2番 舩渡洋子君の発言を許します。

2番（舩渡洋子君）

おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

1点目は、農地法等改正法についてということです。

さきの通常国会で農地法等改正法が成立・公布され、年内に施行されることになりました。言うまでもなく、食料の多くを輸入に頼る日本は、国内の農業生産を高め、食料の安定供給に努めなければなりません。今回の改正は、そのために農地の確保と有効利用を図ることを目的として行われたもので、農地の転用や貸し借りを初め、農業生産法人制度、遊休農地対策、税制など、幅広い見直しが行われました。これにより、農家のほか、都市住民や関連事業者などが一緒に会社等をつくって農地を借り、農業に参入できるようになります。

そこで1点目の、農地の受け手が一気に多様化する可能性があることから、農村内部の活性化につながる点に期待するものの、顔の知らない人たちが農村を訪れ、農業をするようになるということもあるため、地域においては円滑な受け入れや地域農業との調和の体制を整えておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

ただいまの農地法等改正法についての一つ目の、地域での円滑な受け入れ体制等について回答させていただきます。

農地法等の一部を改正する法律が平成21年6月24日に公布されました。公布の日から6ヵ月を超えない範囲で政令で定める日から施行されることとなります。具体的な制度の内容については今後示されると思いますが、御指摘のとおり、農地の貸し借りにつきましては、農業生産法人以外の法人や、農作業常時従事者以外の個人にも権利が設定できるようになります。本巣トンネル以北につきましては、現行の本巣市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、特定法人貸付事業により対応をしていきたいというふうに考えております。トンネル以南におきましては、改正法による対応になりますが、集落営農組合や担い手が既に農地の面的集積をしており、法人が参入するには高度な農業経営計画が必要となってくると考えます。また、法人参入の希望があった場合には、地権者や地域の農業者及び担い手等との十分な協議や調整が必要と考えております。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

2 番（船渡洋子君）

先ほどもお話があったように、この農地法等改正法についてはこれから説明があるということなのですが、8月上旬に担当課の方たちに説明があり、それから関係者、農業をやってみえる方に説明会といった運びになるかと思いますが、そういったときに、この農地法の変わったところとか、またいろんな理解しがたい部分とありますが、そういったことをしっかりとわかっていただいて、目的である本当に貸しやすい、借りやすいという、そういった点が本当に担っていける、また今のつくられていない、そういった農地が本当に活用ができるような、そんなふうにしていただきたいと思いますというふうに思います。

そこで、この改正法の施行とともに、そういった農地に対するいろんな見張り役とありますが、そういった意味で農業委員会の方が担う許認可などの事務的なそういう量も今よりふえるのではないかと思います、そういった体制強化というのは考えておられますでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

ただいま御質問の農業委員会の体制強化につきましては、農地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、農地転用規制の厳格化、違反転用に対する罰則強化、農用地区域内農地の確保、法人による農業参入による農地の貸し借りの許可及び遊休農地を対象とした指導勧告といった事務量の増加が見込まれますが、当面は現行の事務局体制で対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

2 番（船渡洋子君）

当面はということは、その対応がし切れなくなったら考えていくという方向でよろしいでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

今のところは先ほど申しましたとおり現行でできるというふうに見込んでおりますが、当然こういった対応は状況を見ていながら、そういった問題が多発するようであれば、そういった事務局体制もお願いしていく必要があるのではないかとこのように思っております。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

2 番（船渡洋子君）

罰則も300万から1億という、そんな罰則も決められたようですので、しっかりとそういったことも守られて、なおかつ本当に大事な大事な農地が本当に活用されるような、そんなふうにしていただきたいというふうに思います。

この農地法というのは、本当に農業従事者がこの40年間で7割以上も減少をして、そしてその6割近くが65歳以上の高齢者という、本当に担い手不足が既に危機的水準を超えている。これは全国的な話で、本巢市はもっとその水準よりはいいかと思いますが、農地の減少もとどまることを知らず、この40年間で2割以上が減ってしまった。その一方で、耕作放棄地は約40万ヘクタール、埼玉県の面積に匹敵するまでに膨らんでいるという。そういったことから、農の衰退に歯どめをかけ、カロリーベースで40%という水準にまで落ち込んでいる食料自給率を高める点にあるというふうに聞いています。食料安全保障の確立と、そしてこの改正法というのは有効利用に大転換をしていくという法律だというふうに聞いていますので、そういったことが本当にその目的に達していけるような、幾らいい法律ができて、やっぱりそれに準じてそれ以上の成果が出るようなふうにしていくのは使うこちらの方だと思いますので、そういったこの農地法が改正になったことのきっかけに本巢市がさらに発展ができるようなふうにしていってもらいたいというふうに思います。

そこで市長さんに、農地の効率的な利用の促進へと抜本的に見直しが行われましたが、改正農地法に盛り込まれた施策等が具体化すれば、農地の保全・活用を促進し、食料供給量の向上、地域活性化と雇用創出を促すものと期待されていますが、市長のお考えは、また今後の取り組みはいかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

おはようございます。

それでは3点目の、改正農地法の今後の取り組みということでのお尋ねでございます。お答えを申し上げたいと思いますが、今回の法改正の目的というのは、先ほど議員御指摘のとおり、農地の確保と有効利用を促進して、国内の農業生産を増大し、食料を安定供給するためというふうになされております。

今回、法改正で、今まで借りることのできなかつた法人ですとか個人によります農業参入の受け入れということが可能になりまして、それからまた市街化区域内農地を除く農地の相続税納税猶予制度が見直されまして、農地を、いわゆる農業者じゃなくて、ほかの人に貸した場合でも納税猶予の適用を受けられるというふうになると、そうした改正でございます。今回の改正で、議員のお話

のように農地の有効利用が図られまして、食料自給率の向上とか地域農業の活性化等の効果が出てくると、そういったことを期待いたしておりますし、またそんな方向で、ぜひ耕作放棄地等も含めてそういった方向でこの法改正が効果を発揮することを期待いたしております。

一方、そういった中で、本業市では平成17年度から、個人間の農地の貸借というのを、JAにより農地保有合理化事業というのを今推進しております、担い手に農地の集積を図ってきております。しかし、今回の法改正の後は農地の流動化というのが促進されるんじゃないかと。そうしますと、個別の農地貸借が進んで、JAを通じた事業ですね、今市がやっておりますそういった担い手への集積というのに支障を及ぼす可能性も出てくるということも考えられまして、今回の法人や個人による農業への参入とか納税猶予制度の改正ということで農地の流動化が思わぬ方向へ加速する懸念、こういったことが出てくるとこの地域も大変だということでございますので、そういった地域に混乱が出てれば、先ほどお話もございました罰則云々等々がございますけれども、行政とか農業委員会による監視を強めていく、そういった取り組みも必要になってくるんじゃないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今回の農地法の改正で本当に所要の効果を上げて、いわゆる食料自給率向上といったものに進むということを期待しておりますし、また私どももそういった方向にこれからも国・県の指導を受けながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

2 番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。といいましても、この校庭・公園の芝生化推進で元気なまちづくりという内容ですが、きのう鶴飼議員が質問されたことと全くかぶっております、どういうわけかかぶりまして、内容がほとんど同じ、鳥取方式を使ってといった点も同じですが、一応通告してありますので通告内容を読ませていただきます。

数年前から、国庫補助を活用し、校庭の芝生化が全国で進んでいます。校庭の芝生化、子供が思い切り体を動かすことができるなど、安全対策になるとともに、子供たちのスポーツや外遊びの活発化が期待されています。また、校庭の芝生化は学校の緑化だけでなく、雨水を吸収し、土ほこりを防げます。また太陽熱を吸収し、ヒートアイランド現象を緩和するなど、環境保全の上からも大いに期待できるものです。しかし、芝生化に対しての一般的なイメージは、施工費が高く、維持管理が大変だと、なかなか取り組みにくいものでした。

そこで、今注目を集めるのが鳥取方式です。この方式とは、鳥取在住のニュージーランド人、ニール・スミス氏が提唱する芝生のポット苗移植法のこと、サッカー場などでよく用いられるティフトン芝をポットの中で育て、1平方メートル当たり4束を田植えのように植えるもの。苗と肥料の材料費は1平方メートル約100円、除草剤や農薬を一切使用しないため、低コストで環境と利用

者に優しいことから校庭の芝生化にはもってこいで、専門業者でなくても、だれでも、子供でもガーデニング感覚で取り組むことが可能だということです、これがその鳥取方式なわけですが、あるとき若いお母さん、ヤングの方から、他市からこちらへ変わってみえた方なんです、前に住んでみえたところは木を植えるのが大好きな市長さんで、公園も本当に芝生のいっぱいある、そういった公園がたくさんあって、休みになると親子連れでそこへ遊びに行った、こちらへ変わってきたらそういった公園が少ないねという、そんな声を聞きました。そのとき私もすかさず淡墨公園があるよというふうに言ったんですが、ちょっと淡墨までは遠いと。そんな対話の中で、本当にそういった子供さんたちが安心して遊べるような、そういった公園があるといいのかなという、そんな話をそのときにその若いお母さんと話していましたが、本当にそういった子供が元気で遊べるような、そういった環境づくりを提供できたらなというふうに思いました。「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」という市長の所信表明のそういったフレーズがありますが、それにまさにこういったことが当てはまるのではないかなという、そんな思いがいっぱいです。

また、東洋経済新聞がこの3月ですか、毎年、「住みよさランキング」というのを全国の市から調べ上げて、そして本巢市が何とその「住みよさランキング」の1位になったという、去年は50位で、ことは1位ということで、その話を聞いたときに私も思わずええっという、そんな答えが返ってしまったんですが、たまたまそういった話もある人にしていたら、そんなのにだまされて変わってきたら大変やねという、そんな答えが返ってきたんです。その「住みよさランキング」の理由というのは何かといいますと、岐阜市の隣接ということで20%の人が岐阜の方へ働きに行っている、また大型商業施設がある、それから65歳以上のお年寄りの割には介護施設が多いとか、そういったいろんな五つぐらいの項目で調べて、そして1位になったということなんです、その話を聞いたときに、本当に中身もといいますか、そういったランキングに上がるだけじゃなくて、本当に住んでいる人たちがそれを実感できるような、そういうふうにしていかなくてはいけないなと。大変うれしいことですが、それを聞いた人が「本当やね」と、こう答えが返ってくるような、そういうふうにしていきたいというふうにそのときに思ったわけですが、そういった、ちょっと話がそれてしまいましたけれども、本当に本巢市のこれからの青写真といいますか、こういうふうにしていくというような、そういうことも含めて市長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、芝生化の事業につきましてお答えを申し上げたいと思います。

昨日、教育長等がお答えを申し上げましたけれども、本巢市におきましても、PTAを初め地域の方々に協力していただいて、維持管理作業を継続的に実施していただけるような環境が整うならば、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、それに関連して今東洋経済のランキングのお話も出てまいりました。議員御指摘のよ

うに1位だということで、我々も数値を見て、ああ、そうかというお話でございまして、そういう数値に恥じないように、そして本当に実感できるような、そうしたまちづくりをこれからもしていかなければならないなというふうに思っております。その中でも、たまたまランキングで大きくなっておりますのも今お話のような点でございます。また、足を引っ張っているところは安心・安全というところで、犯罪者とか交通事故とか、そういったところは全国の市の中でもワーストの方、下位の方にございまして、安心・安全という点ではまだまだまちづくりの中でも大きな課題を持っておりますけれども、市民の皆さん方に本当にその数値に見合う、そして実感できる、そうしたまちづくりをこれからも、このランキングとは別に、一生懸命頭に入れながら、市長としてそのための施策に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

2番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、12番 若原敏郎君の発言を許します。

12番（若原敏郎君）

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従い、3点質問をさせていただきます。

まず最初に、歩道の整備についてということを質問させていただきます。

最近、本巢市内も道路が大変よくなりまして、車がスピードを上げて走るようになりました。それに伴いまして、警察の方でも事故多発につき、スピードの取り締まりを頻繁に行っているところでございます。今回は、西部連絡道路の歩道整備と、また学校通学路の歩道、この歩道について質問させていただきます。

本巢縦貫道の渋滞に伴い、西部連絡道路を利用する車両が大変増加しています。真正地域の本郷・旦内地区では当初予算で歩道整備計画がありますが、緊急を要すると思われるため、また小・中学校の通学路にされている一般の市道は子供たちの安全を守る歩道を整備すべきものと考えておりますが、1番としまして、西部連絡道路の真正地域の歩道整備事業の今後の予定についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは、歩道の整備についての、真正地域の西部連絡道路の歩道整備についての御質問に回答

させていただきます。

西部連絡道路線は、本市の交通ネットワークの拡充を図り、地域間交流の促進、あるいは公共施設への利便性を高めるものであります。当該路線は、今年中に真正地域から本巢地域までの全長9,700メートルに及ぶ車道改良が完了する予定であります。今後は著しい交通量の増加が見込まれ、歩行者の安全確保のため、真正地域、糸貫地域及び本巢地域における歩道未設置区間の整備に努める予定であります。

本年度は、予算計上した中に、本郷・旦内地区における西部連絡道路線の歩道未設置区間、延長1,300メートルについて測量調査並びに一部において道路用地の確保のための用地取得等の計画をしております。計画の概要は、車道2車線の改良と、交通量の増加に伴い、片側に歩道の設置を計画しております。さらには、今般の補正予算において、交差点の渋滞解消に向けた付加車線を設ける交差点改良の調査も計画しております。地域の御支援、御協力と地権者の御理解が得られれば、この計画ができ上がり、来年度、真正地域における本郷・旦内地区の工事を着手する予定であります。今後とも継続的に道路改良の推進に努めさせていただきます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。この道路は、本当に最近大型車両が頻繁に通るようになりまして、私もあそこをこの本庁の方へ来るわけですが、歩行者とか自転車の方が見ると本当に巻き込まれそうになって危ないなという、こんな光景が見られます。路肩も狭く、本当にすれ違う歩行者、自転車があると本当に危険だとつくづく感じておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。今年度は本郷・旦内地区の測量調査と用地取得の計画というふうにお聞きしましたが、それについて、来年度またその本郷・旦内地区の工事に着手の予定ということをお聞きしました。本当に地元の方も要望してみえますので、ぜひ一刻も早く地権者の方に御理解をいただいて早く着手していただきたいと、計画どおりやっていたきたいと、こんなふうにお願ひいたします。

それから通学路の方ですが、この西部連絡道路の歩道ができると、私、ちょっと通学路の方を見させていただきますと、北町とか旦内のあたりは横断歩道が必要なんです、その西部連絡道路の歩道ができれば、そこを利用して安全に、近道といいますか、利用価値があるなど、こんなふうに思っています。それについて、通学路の再度検証をして西部連絡道路の歩道を整備・利用するのが安全かということで、教育委員会事務局長にお尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

成瀬正直君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

通学路につきましては、今の道路状況等をもとにしまして、PTA、また地域の自治会の協力のもとに、各学校が最善のものを通学路として今現在決定をしておるところでございます。議員御指

摘の西部連絡道路の整備、この件につきましては、先ほど産業建設部長がお答えしたとおり、車道2車線の改良、また交通量の増加に伴う片側歩道の設置、これの計画が予定をされておるところでございます。この整備が完了した時点で道路状況等もまた変化していくことが予想されますので、その段階で再度検討を行ってまいりたいと、そのように考えております。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

事務局長が言われたとおり、通学路については長年の経験から学校側とかPTAとか、その方が一番最良のコースを今現在は選んでみえると思います。一部狭いところがあれば迂回してでも安全なところを通るというコースが含まれておると私も理解しております。先日、校区の安全マップ通学路子ども110番の家という図面をちょっといただきましたので、それを見ておりましたところ、特に狭いところとか、ここは狭いけどやむを得んなどというようなところが何ヵ所か本当にありました。もう少しいい道路ができれば、歩道ができればいいなど、こんなふうに思ったところも何ヵ所かありました。また、ちょっと伏せ越しして歩道をつくれれば全体的にはよくなるかなというところも多々ありました。そんな思いで、大切な子供たちが安全に学校へ行けるように、少しでも危険な箇所をつぶしていただいて、安全に学校へ通えるようにしていただきたいなど、こんなふうに思っております。地元の方とか父兄の方は以前からここを通っておるんでいいんじゃないかという考えもありますが、やはり点検、再点検をする必要はあるなど、こんなふうに思います。それが県道絡みもいろいろありますので、私も本当に要望を出してお願いをしてやっていただきたいということをよく言うんですが、県道絡みもありましてなかなか難しいところもあります。ぜひ再点検、検証をしていただいて、よりよい、通学路に歩道をつけていただいて子供たちが安全に学校へ通えるようにしていただきたいと、要望ですけど、お願いしたいと思います。

続きまして2番ですが、犀川、政田川についての質問をいたします。

昨年9月にもこの質問をしたかと思いますが、毎年この時期に洪水が発生し、住民の方からたくさん水が出たのでちょっと見に来てほしいと、こんなことを言われます。本当に再度の質問でございます。

本巢市は、山間部、平野とも、地震・洪水災害の心配が大変大きいです。特に南部地域は、1級河川の整備のおくれから、最近起きるゲリラ豪雨とも言われる多量の降雨時には、そのたびに浸水の危機にさらされ、家屋、農作物に被害が及ぶと危惧しております。昨年、県の広域河川改修事業は大変時間がかかるという答弁をいただきました。平成21年度の事業はどのように推進されているか、お聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは、犀川、政田川の洪水についての広域河川改修事業の21年度事業についての御質問に回答させていただきます。

犀川の広域河川改修事業は、瑞穂市宝江から本巢市下真桑地区の間で、全延長8.7キロメートルで計画をされております。河川改修事業は下流から流下能力を確保してくることから、本巢市内の本格的な河川改修の施行につきましてはまだまだ時間が必要であると前回もお答えさせていただいているところでございます。今年度は、瑞穂市横屋地内で河川改修事業が計画されていると県から回答を得ております。本巢市内でも早期に事業着手ができるように強く要望してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

今部長の答弁では、瑞穂市の横屋地内で河川改修を行っているということでございました。横屋といいますと、まだまだ本巢市から遠く離れたところだなと、こんなふうに思います。その間ずっと改修していないようなところばかりで、いつになったら本巢市の近くまで来るのかなと、こんなふうに思います。

そこで、すべて完成するなら大体全体工程というのがあると思うんですが、県の方の大まかな、全工程を完成させるにはというような全体工程がわかりましたらお聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を山田産業建設部長。

産業建設部長（山田英昭君）

ただいまの工事の箇所は、先ほどの御回答でもさせていただきましたとおり、まだ相当遠い南部の方でございます。県のこういった事業に対する予算につきましても大変厳しい状況でありまして、今、具体的に何年後かということは申せないわけですが、少なくともここ10年以内にはまず無理だと、20年から30年といった、現状からしますと大変厳しい年数がかかるだろうというふうに思っております。県に聞いたところでも全くそういったことで、近々のそういった施行については無理でありますというふうに聞いておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

気の遠くなるような工期がかかるということでございますので、それにしても、本巢市の気持ちといいますか、要望は強く県の方へ出していただきたいなと、こんなことを思います。

それに伴いまして、政田川は犀川に注いでおるわけでございますが、政田川につきましては県の

県単河川局部改良にて改修工事が行われておりますが、これは今年度もやられたんですが、継続して順次やっていかれるものか、お尋ねしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

御質問の政田川の改修事業計画でございますけれども、現在、県道岐阜関ヶ原線から下流約580メートルの区間を県単河川局部改良にて河川改修を行っていただいております。現在までに計画区域の用地を3分の2くらいまでは確保されておりますが、暫定的な河道掘削工事を平成19年度から行っております。残りの用地につきましては交渉の継続中ということでございますけれども、リオワールド株式会社が借地し、駐車場等で利用されておりますので、まだ用地の買収までには至っておりません。そうしたことから、今年度は地元から要望のあった、計画より上流の方でございますけれども、竹後地区におきまして護岸の未整備の区間約30メートルでございますけれども、ここについて整備をする予定というふうに聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。これも県の仕事でございますので、県も財政難でございます。先ほどのお話のとおりでございます。なかなか進まないということも理解はできますが、地元の方は、農作物がことしも何回か水につかって、ほとんどだめだという方も見えました。それと、自治会長さんの方からも要望が出ておると思うんですが、福島の公民館から南へ行ったところですね、あのあたり、細い市道があるんですが、本当にたくさん雨が降ったときには道路とその川が一面になって道路が冠水してしまうと。大変危険なところだということも私も見てまいりましたが、ガードレールもついてないから珍しがって子供たちが遊びに来ると川に流されてしまうという、こんな危険なところがあります。そんなことから、ぜひ少しでも水位が下がるように、先ほど県単河川局部改良をしていただいたその効果は遊水池として効果はあると私は思っておりますが、ぜひそれを進めていただいて、水位が下がるような方法をとっていただきたいなと、こんなふうに思っております。

この進まない状況を、市長も何度も現地視察をしておられると思います。その点につきまして、この現状を踏まえて市長の考えをお願いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

犀川、政田川の河川改修がなかなか進まない現状についてどう思うかというお話でございます。

犀川、政田川につきましては、先ほど産業建設部長の方から御答弁申し上げましたように、県におきまして現在河川改修事業というのが進行中でございます。しかし、まだまだ私ども、さっき議員御指摘のように、本巢市内の特に真正地区の方の事業の進捗というのがまだまだ進んでいないという状況ございまして、県に対しまして改修に対する要望を行っているところでございます。

真正地域のその辺の犀川、政田川の川沿いの地域は、お話のように、毎年のように農地等へ浸水被害というのが報告されているということでございますし、私もその話もお聞きし、また現場の近くを通ったときにもここだということで認識もしておりますけれども、そうした中でも、近年また全国的に局地的豪雨という、いわゆるゲリラ豪雨というのが本当にいつ起こるか分からないような頻度で発生をしております、それに対応するためにも、この今の犀川、政田川の河川改修というのは早くやはり改修をしていただきたいなという思いもしております。特に災害が起こってからでは、大変また大きな災害が起こってからでは遅いということもございまして、スピード感を持って取り組むように、私自身も県に強く改修要望というのを申し上げていきたいと思っておりますし、先日の岐阜土木の現地調査等々でこちらに来られたときにも、私も一緒に同行いたしまして、それぞれ早く河川、道路等々も含めて改修をということで要望もさせていただいておるところでございます。これからも要望というのを、しっかりとスピード感を持ってやるように要望していきたいというふうに思っております。

一方、こういった河川整備が進みましても、先ほど申し上げましたように、局地的豪雨の対応というのはなかなか難しいということで、やはりハードだけではなくてソフト対策もやっていかなきゃいけないんじゃないかと思っております、定期的に危険箇所の点検とか、地域の方々の水防活動とか、それからまたハザードマップを使った土地利用の周知というようなことも市民の皆さん方に周知をして、災害をできるだけ最小限にとどめる、そういった取り組みもしていかなきゃならないというふうに思っております。いずれにいたしましても、ハード・ソフト両面からこの地域の安心・安全というのに取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。市長も前向きに考えていただいておりますので、今後を期待しております。よろしく願います。

3番目の質問に入らせていただきます。

経済不況が及ぼす大型商業集積への影響についてということでございますが、以前、モレラ岐阜ができたときに、3万5,000人の市に大きなショッピングが2店も両立できるかというようなことで質問させていただいたことがあります。経済不況のあおりを受けて、今現在のところ両店とも大変テナントのあきが目立つと、こんなことを感じております。商業集積のその店舗も本当に大変だ

など、こんなことを感じております。

それで、モレラ岐阜が2006年4月に開店して以来、本巣市には郊外型大型商業施設が2店、他にスーパーマーケット、ホームセンターが数店あり、今般の経済不況では各店舗も集客、売り上げに相当影響を受けており、継続営業が危ぶまれていると聞いております。大型商業施設の中には市民が地権者となっている施設もあり、店舗の撤退は市の税収が減るばかりでなく、地権者である市民を困窮させてしまうこととなります。このような状況下で市として打てる支援策はありませんかということで、支援策の提案といいますが、こんなことをしてはどうかというようなことを2点ほど上げました。

1番目としまして、観光事業の一環として、大型商業施設を利用し、本巣市の地産品を中心に、毎日というわけにはいきませんので、期日限定で販売し、本巣市のPRをしてはどうか。そのときに地元産品を購入された方には市内の他の施設の割引券等を発行して、全体的に本巣市のPRなり集客につなげていってはどうかというような提案ですが、どう考えるかということをお聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

経済不況が及ぼす大型商業施設への影響ということで、その一つの方策ということで、観光事業というのを取り組んでどうかという御提案でございます。

大型商業施設を活用した本巣市のPRにつきましては、現在、モレラ岐阜におきまして本巣市の総合案内所を設置いたしまして、観光案内を中心としたパンフレットの配布とかイベントの情報の提供を行っている。そのほか、商工会も私ども市も協賛しながらやっております産業祭の会場ということで活用もさせていただいております。

議員御提案の、市内大型商業施設での地元の特産品の販売ですとか、市内の他施設との連携した割引券の配布というようなことで、こうした大型商業施設へ集客を図るということはどうだというお話でございます。まず関係者でございます観光協会、商工会、農業協同組合とか農産物の生産関係団体等の皆さんと、当事者でございます大型商業施設が協議の場を設けていただいて、そこで話し合いをしていただくことが何よりもまず先決で大事だろうと思っております。そうした協議の場、そしてまたその協議の結果等、進みぐあい、そういうものを踏まえて、私ども市としてもどういった協力ができるのかというのを一緒になって検討してまいりたいというふうに思っておりますので、どんどんまたお話を持ってきて聞かせていただければ、私どもとしてもできることを精いっぱいやらせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。市長の答弁の中に、関係団体ですね、観光協会、商工会、農協、そうした関係団体との協議の場を設けて、そこで調整がつけばということでございました。私もこの質問をすること自体が大変ちょっと恐縮しておったわけですが、いかんせん今の見るに見かねない、その空き店舗が多いということで、何か方策がないかということで、地元活性化のために少しでも役に立てればと思ってこんな質問をしたわけですが、調整がつけば前向きに検討していただけるということで今理解しました。ぜひいろんな、これに限らず、企業の方にもいろんな方策を考えていただいて、少しでもこの商業施設が撤退ということにはならないように努力していきたいなど私は思っておりますし、また市の方もぜひ御協力、御支援をいただきたいなど、こんなことを思っております。どうもありがとうございました。

2番目の質問に行きますが、これは入湯税の問題でございますが、入湯税を減免してくれとか廃止してくれという話は私も本当にあれなんです、市の税収をふやして、それに基づいている事業展開をして市民が潤う話をするんなら本当によい話なんです、ちょっと逆行するような話をして本当に申しわけないと思っておりますが、前回の6月定例議会の事業報告の中に、根尾のうずみ温泉は入浴客が初めて10万人を切って前年比のマイナス8.1%、売り上げでも2,061万8,000円、マイナスの12.6%の減少となりましたということを知りました。リバーサイドモールのぬくいの湯も、聞くところによりますと2006年ぐらいがピークということで、入湯客が今激減しておるということで、ちょっと数値はわかりませんが、とにかく3分の1か4分の1ぐらいに減ってしまったというようなことを聞いております。

そこで、本業市として、入湯税を廃止して、本業市の天然温泉は入湯税を廃止し、利用しやすくなりましたとPRしてはどうかと、こんなようなことも思いまして質問をさせていただきます。

市内の温泉施設が2カ所ありまして、入湯税については現在市の条例で通常150円のところを100円が利用者に課せられております。利用者にとっては料金に上乗せされるため、経済不況の今般では、多くの方は家計費節減で利用回数も減らすという方もちらほら聞いております。今、共同浴場、また一般公衆浴場的と書いたのは、このぬくいの湯やうずみ温泉は一般公衆浴場ではないと思いますので、一般公衆浴場のように利用してみえる方には課税免除にしてはどうかと。また、日帰り入浴の場合は半額ということにしている他市もあると聞きましたので、どうかということについて質問させていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

大型商業施設に関連して、入湯税の減免云々等はどうかというお話でございます。

ちょっと長くなりますけど、入湯税というのはどういうものかということをお話しさせていただきますと、環境衛生施設とか消防施設、観光施設の整備など、観光の振興に充てるという

ことで入浴客に入湯税を課すことを目的といたしました目的税でございます。本業市におきましても、温泉浴場周辺の観光施設とか、防災施設の整備などの財源と現在させていただいておるところでございます。また、税率につきましては、先ほどお話のございましたように、入浴客1人1日について150円というのが標準税率となっておりますけれども、この本業市におきましては、合併協議の際の結果によって、標準税率を下回る100円ということで現在徴収をさせていただいております。

現在、市内には2カ所の入湯税対象施設がございます。いずれの施設も共同浴場と、料金に規制がございます。先ほど議員御指摘の一般公衆浴場的というお話がありましたけれども、一般公衆浴場というものではないということございまして、一般公衆浴場となりますと岐阜県の場合380円の入浴料金というふうに統制がされておるわけですけれども、そういう統制料金の規制がない鉱泉浴場ということで、施設事業者が利用客から入浴の際に入湯税の100円を徴収していただいて、それを市に納めていただいております。

県内の状況でございますけれども、ちょっと先ほども触れられましたけれども、21の市町村が入湯税を徴収しておりまして、多くの市町村は150円の税率を適用しております。中には、先ほどのお話のように、日帰り入浴客は半額とか、住民福祉の向上を図ることを目的として設置した福祉施設等での入湯は免除するという規定を設けておる市町村もございます。そういう市町村の状況でございます。それからまた市の入湯客数の推移を見ますと、平成16年度は24万1,000人、平成17年度は28万人、平成18年度におきましては34万2,000人ということで、平成19年度、それから20年度におきましても33万人ということで、差し引き10万人ほどというのが先ほどお話のございましたうすずみ温泉の方でございますが、その差し引きの残りがぬくいの湯の方の利用者から入ってくる収入になっておるといふふうでございます。いずれにいたしましても、現在、利用者数というのは19年以降横ばいの状況でございます。今議員の御指摘の、数値は減っておる、多分21年度はこういう状況でございますので、まだ見込みは出ていませんけれども、いろいろお話を聞いていると減っておるといふふうに思っております。

この温泉の施設というのは、近年、市の周辺にもたくさんオープンをいたしておりまして、今、料金の値引きというようなことで、経営環境そのものも大変今は厳しいというふうになっております。また、近年の景気の悪化によりまして大型小売店舗の経営難と、それからまた経営悪化に伴います利用者数の減による経営難というようなことで、温泉経営というのは厳しいというふうになっております。市といたしましても、こうした状況を踏まえながら、どうした協力ができるかというのをこれからちょっと知恵を絞って、また他の市町の状況等も考慮しながら、また皆さん方にお諮りしながら、どういう協力ができるかということを検討してまいりたいというふうになっております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。市長も大変このことについては考えていただけたことがよくわかりました。

入湯客については、今市長の方から出てきたデータは横ばいということでした。私の聞いた限りでは激減しているという、この差のところはどうしたもんかなと今ちょっと疑問に思ったところがございます。それにしましても、なかなか経営難で厳しいということでございます。リバーサイドモールのことを言いますと、朝ぶろというのを今やっておるんですが、1回500円で、入湯税を100円利用者からいただくと実際400円になると。ということは公衆浴場並みの料金でやっていかないかんということになりまして、細かい話でございますが、通常、銭湯へ行きますと370円ですかね、今。それが、温泉という銘を打っている限りそんな普通の銭湯並みのサービスではいかんということをやっているが、実際は400円しか実入りがないというようなことで、それに入湯客が少なくなるともう完全に赤字で、やめたいというような話も聞いておりました。そんなことで、企業でありますので企業努力で頑張ってもらわないかんのですが、ぜひわかっていただいて、もしそんなことでできることがありましたら本当に協力していただきたいなと、こんなことを思います。それ以上のことは申しません。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、続きまして9番 浅野英彦君の発言を許します。

9番（浅野英彦君）

議長のお許しを得ましたので、1点だけですが、質問したいと思っております。

我々の住むトンネル以北の自然を守るためには、やはり林業、農業という産業の推進は不可欠だと思っております。そんな中で、どうしても我々の地域の農地を、休耕田の少ない、本当にきれいな田ばかりがあるような場所にしたいなという思いで1点だけ質問したいと思っております。

特にトンネル以北では、今農政の中で進められておる認定農業者の育成という部分ではまだまだおくれております。うちの地域、佐原には機械化もできましたし、神海にも同じようにできてはおりますが、なかなかその機械化の組合に仕事をお願いしていくという方々はふえていかないんですよ。そんな中で、その土地の所有者の方、また農業の従事者の方も本当に高齢になっていき、息子さんというか後継者の育成もなかなかできないという状態の中、土地の保全管理が本当に不安があります。そして、耕作放棄地も少しずつふえていっておるような状況下でございますが、そんな中、毎年岐阜新聞に掲載されております我々の金原のカラーや、ことしは特に取り上げられておりましたが、木知原のヒマワリ畑、このヒマワリは地元の住民の皆さん方が、子供さんからお年寄りまでが集まって、あの地域で一生懸命つくっていただいております。そんな中、地域住民だけがこういうお花を見て楽しむだけではなくて、多くの方が訪れ、また今回はカメラを持った方々も本当に多く見受けられました。そんな中、観光協会主催のフォトコンテストにも役に立ったのではないかと考えております。

それで質問ですが、耕作放棄地や転作休耕田にお花というか、レンゲ、ヒマワリ、コスモス、ソ

バというようなものでいっぱい運動を、市が本当に本腰を入れた形で環境保全をしていく政策はできないかなということをお聞きしたいと思っております。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは御質問の、今後の本巢市の農業政策についての、耕作放棄地や転作休耕田への環境保全対策についての御質問に回答させていただきます。

休耕田を利用したレンゲ、ヒマワリ、コスモスの景観作物につきましては1反当たり4,000円、ソバや野菜等の一般作物については1反当たり5,000円の産地確立交付金、いわゆる転作奨励金が交付されております。また、自治会として取り組んでいただいております農地・水・環境保全向上対策においても、景観保全として1反当たり水田は4,400円、畑は2,800円の交付金が交付されております。こうしたお伝えしましたこのような事業を活用していただきますようお願いしたいというふうに考えております。

耕作放棄地につきましては、農地パトロールにより把握しております農地所有者は140人ございました。また、面積につきましては12.4ヘクタールございました。こうした農地につきまして、国が実施します平成21年度耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業の周知と、営農再開に向けたお願いをこの7月末にしたところでございます。この耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業の概要につきましては、再生作業に当たっては10アール当たり3万円から5万円、土壌改良につきましては10アール当たり2万5,000円、営農定着につきましては10アール当たり2万5,000円、また施設等の補完整備につきましては2分の1の交付ということになっております。今のところこうした事業の要望はないわけですが、農地所有者による耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業の要望があれば、早急に耕作放棄地対策協議会を設立しまして耕作放棄地解消に向けた取り組みを推進してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

浅野君。

9番（浅野英彦君）

ちょっと質問の仕方が下手でしたが、今、耕作放棄地の話をしていただいて、説明をしていただいた、21年度から行われるというか、そういう事業ができましたよという、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業ということに対して周知をされたとおっしゃいましたが、何人ぐらいの地権者の方がお見えになり、どのようにお聞きをされていたのか。結構な金額をつけていただいて再生されていくんですが、私自身もちょっと初めての事業なんでよく理解ができないんですが、この説明会は7月末にしたとおっしゃられたんですが、どんな状況下でどういうふうにされたのか、ちょっと御説明願えるとありがたいんですが。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を山田産業建設部長。

産業建設部長（山田英昭君）

御質問の、今年度から始まりました耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業でございますけれども、これは国の事業でございますので進めるわけでございますけれども、先ほど申しましたように、調べましたところ、本巢市内で農地面積につきましては12.4ヘクタール、その所有者につきましては140人ということでございましたけれども、こうした方に文書でもちまして、耕作放棄地といった農地でありますので、国のこうした事業が今年度スタートしましたので、こうした事業を利用して耕作放棄地の解消に努められてはということで、文書による連絡をさせていただいたところでございます。先ほど申しましたように、今のところこういったまだ反応はないわけでございますけれども、さらにこうした周知につきましては今後も、直接のこうした通知以外にも、広報等によるPR等も含めまして住民の皆様にお伝えしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

浅野君。

9 番（浅野英彦君）

なかなか初めての事業なので大変だとは思いますが、今気づかせていただいた話は、農政の中で本当に地権者たちにいろんな部分で、私の周りにおる方々は本当に高齢にもなっております、正直言って。こうやって新しい事業をさせていただくんですが、御理解をいただいてないという点を部長さんに特に大いに知っておっていただきたい。そういう中で、本当にこれから農地をどうやって守っていくんやという考え方をやっぱり基本に持っていただきたいというのが切なる思いなんです。今のこの放棄地に対しても、地権者だけではなくて、今後も本当に放棄地になり得るというか、そういう地権者も相当お見えなんですよ、担い手がいないという。次の世代に向けていけない、そうかといって集落営農に向けていけるかという、そこら辺がありますので、本当に私自身も小規模の農業者でございますが、次の世代にどうやって送ってやれるんだという話をされたら、全く皆無の状態に等しい。そんな中、今、国も市も県もいろいろ考えておっていただいて、またこれは新しい事業ができておるんですけども、やっぱりそういう点では、やはりこの放棄地、要するに放棄地の地権者だけではなくて、本当に今後、「こういう事業が今ありますよ」をもっとよく知っていただくような方法をとっていただきたい。私は今議員をさせていただいておるのでこういうことがお聞きできますが、そうじゃない方々というのは聞いていけないという、地権者しか知らないという話になってしまいますので、これは。それではやはり今後の中でいけないと僕は思っております。そういう点では、より周知をしていただきたいなということを思っておりますので、何とぞ、これは要望ですので、今言ったような基本的な考え方はそういうふうにしていただきたいなということを要望しておきます。

それと、先ほども言いましたが、小規模農業者の話をしました、農業に対するいろんな協議会がございますが、小規模農業者の声というのは聞いていただけなのかただけんのかという質問ですが、産業建設部長としてはどんなふうを考えておみえになるのでしょうか。よろしく願います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

小規模農家への対応についてということの御質問でございますけれども、小規模農家からは農業経営が苦しいという声はこちらの方へも当然聞こえております。これについては全国的な問題であるというふうに考えておるわけでございますけれども、日本の農業は、農業者の数が急激に減りまして、農村では都会以上のスピードで高齢化が進んでおり、現状のとおり耕作放棄地もふえている状況でございます。このため農業施策では、将来にわたって安定的な農業経営を展開できるよう、水田経営所得安定対策や水田農業構造改革対策等により、担い手や集落営農組織の育成を推進しております。

小規模農家につきましては、言うまでもないことでございますけれども、経営効率やその事業の持続性について問題がありまして、経営支援の対象とはしていない状況でございます。集落での話し合いを進められまして、地域で集落営農を立ち上げていただくよう、今現在は農政の施策としてこういったお願いをしておるところでございます。そうした取り組みにつきましては助成がありますので御理解をいただきますようお願いいたしますということで対応させていただいております。こういった考え方でお伝えしておりますが、やはり浅野議員さんからの御説明にありましたように、そういった部分が、行政の対応がありまして集落の中ではそこまで、話し合ってもそういう体制もとれないということで、こちらとしてもジレンマと申しますか、対応し切れないと申しますか、そういった非常に難しい問題があるわけでございますけれども、何といたしましても基本的には集落でそういった空気づくりをしていただくということがスタートラインでございますので、そうしたお願いを地道に進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

浅野君。

9 番（浅野英彦君）

ありがとうございます。

現況の認識を少ししていただきたいというのはどういうことかといいますと、私の周りにお見えになる農家の方々ですけれども、今そういうふう集落に向かわれる方もお見えになりますが、僕、ちょうどあと3年したら定年になるんやて。そうしたら、うちに5反の田んぼがあるんやて。

それを自分で、ちょうどいいかげんの機械もあるし、やっていこうという、健康のためにもちょうどいいんで。という考え方も、一つの農家の考え方というか、その一人の個人の考え方もございます、地権者の考え方がね。だから、そういう方々がお見えになる中で、先ほども言いましたように、私自身は本当に何とかそんなふうに進まなかと思うておりますが、自分で自由にやりたい、農業をやりたい、そんな方も一部見えるという、一部どころか半分ぐらいお見えになるのではないかな。せいぜい2反、3反ぐらいの農地なら自分で十分守れるんじゃないかという方々がお見えになるところが非常に難しいところなのではないかというふうに私は理解しておるんですが、そういうことも考えながら、これも要望としてですが、いつでも担い手さん、集落営農に向かっているところ、機械化営農を進めているところという形ばかりではない部分を検討してくれるとありがたいなという、それをいろんな協議会なり審議会、水田に対していろんな施策を進めているところの中で協議もしていただけたらありがたいかなというふうに自分自身は思っておりますので、よろしく願います。

それから最後の3点目ですが、転作において、多分考慮はしていただいておりますが、トンネル以北の地域と南部では非常に格差があるということで、どんな違いが持っていただいておりますかをちょっと教えていただけたらありがたいかと思っております。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

北部と南部につきまして農業の環境の相違がありまして、そういったことについては転作に関してはということでございますけれども、この転作につきましては、本巢市水田農業推進協議会におきまして、米を作付してもよい面積の配分、また転作奨励金の単価の設定等が検討され、決定しているわけでございます。本巢トンネル以南と以北との環境などによる考慮は、こうした転作の面積配分、また奨励金の単価には反映されていないというところは現実でございます。こうした状況につきまして、今のところこういうことで差について埋める部分については対応されていないわけでございますけれども、先ほど申しました本巢市水田農業推進協議会、こういった検討する、協議する、こういった組織にお伝えしていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

浅野君。

9番（浅野英彦君）

先ほど1点目でお話をさせていただきました転作の部分で、奨励金は出ておりますよということでしたが、ひとつこういう考え方もしていただけるとありがたい。本当に我々中山間地にある農地には、直接支払い制度という形で補助をいただいておりますが、特に転作の部分での

作物、冬場に何かをつくるというと、本当にタマネギ一つとってもなかなか生産量としてはずっと落ちる。やっぱり日照時間が山間地では当然落ちていきますので、やはり作物の推進というのは非常に難しいと思っております。そんな中を、先ほど話をさせてもらったように、少しでも、夏場に荒れたような感じではなくて、花が咲いているような状態をつくっていただくような景観作物をつくっていただく方々に対して少しの恩典をとっていただいて、転作の面積を、ヒマワリを5畝つくったのなら1反分の転作数値にさせていただくとか、こんな考え方も1点あるのではないかというふうに考えておるんですが、ただ、やはり米の生産量を少しでも減産するための転作なのでなかなか難しい点もあろうかと思うんですが、本当に以北の農家の方々は大変困っております。正直言ってそういう点がありますので、こんな考え方も一つの方法だと。それから、いつかファームさんが我々の山間地の方でやっていただいて、お米をつくっていただいて、その部分を南部の方で転作の補助をふやすという、こういう考え方も一つの方法だと思います。

推進協議会で本当にそういう点、やはり本巣市は全体が一つだと私は思っておりますので、環境はすべて一緒に大きな問題で上げていただきたい。環境下の違うところは2通りの考え方をしてやっていただきたいというような形を、本当に市民皆さん方に理解をしていただきたいし、南部の皆さん方にやっぱり北部のなかなか厳しいところで頑張っている人間のことも理解をしていただきたいということで、そんな考え方もひとつ持つていただけるように部長さんの方から話をしていただけるとありがたいというふうに思っておりますので、これも要望ですが、よろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。10時50分から再開しますので、よろしくお願ひいたします。

午前10時30分 休憩

午前10時50分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、休憩前に続きまして会議を再開いたします。

19番 高橋秀和君の発言を許します。

19番（高橋秀和君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、市政一般に対する質問を通告に従って行いたいというふうに思います。

冒頭に、この4年間の中で最後の一般質問になると、自分がその役を担うとは到底思っていなかったわけですが、図らずも、私からすると図らずも最後の一般質問者になってしまいましたので、そんなに力を入れて今回はお伺いするつもりはございません。今後の方向性についてお伺いしたいというふうに考えておりましたら、どういう御配慮か、市長がお答えいただけるというような御配慮をいただいておりますけれども、市長に対しては大変ぶしつけな御質問をすること

もあるかと思いますが、最初にお断りを申し上げて、質問に入っていきたいというふうに思います。

それでは最初に、農産物、あるいは観光といった面での本巣市というブランドづくりを今後どう進めていくべきかという点についてお伺いをしたいというふうに思います。

今までに一般質問を初めとしてこういった議論はこの会議で行われて、それぞれの見解をお伺いしてきております。マスコミの報道の中で、季節ごとに花、あるいは産業とかという形の分野の中で、それぞれの地域の農地を利用した、あるいは水田、休耕放置田を利用した形での観光の取り組み、そこへ集まってきている家族連れの方たちの報道がされております。また、そこで地域の物産を販売したりしているという状況が報道されております。中には、それに市が力を入れて団体も育成し、その事業を担っているということも報告をされております。また、産地づくりという問題で、直売という問題についてもそういった場所を利用してPRしているということもよく報道されております。

最近のマスコミのテレビ報道の中で注目しているのは、かつては「プロジェクトX」というNHKの放送でした。今はテレビ東京系でテレビ愛知やら岐阜放送でやっている「ガイアの夜明け」というテレビと、もう一つ最近、小池栄子さんと村上さんがやっておられる「カンブリア宮殿」というテレビが、いろんな取り組みをされている中で、農産物を扱っている、あるいは直売を、あるいはホテルなどと連携を結んだ形での、農産物を商品として扱っている企業紹介をされた例があります。それを見ますと、商品に、農産物という形ではなくて、もう商品という形での産地、あるいは生産者の顔が見える、生産者がこういう形で物をつくっているという、商品を差別化した形で販売をしている例が紹介されております。今まで私も農産物という取り扱いと商品という取り扱いの部分についてそんなに大きく取り上げていなかったんですけども、商品というのは、店先に並んだ場合には商品と言えるだろうと。でも、農家が出荷をした場合には、やっぱりその時点ではまだ農産物だろうと。価格が決まって初めて商品と言える最近思うようになりました。ですから、今回私もこの商品という形で、本巣市の農産物をどうやって市民に提供していく形をとっていったらいいのか、そのためのブランドづくりとは一体何なんだろうかと。「プロジェクトX」とか、あるいは「ガイアの夜明け」を見ているところに大半として言えるのは、顔が見える、生産者の顔が見える商品であって、安全で安心、そしておいしい、そういう商品づくりというものを消費者に提供していくという形の部分がとられております。

本市の農業生産の中で、イチゴ、柿と、もう一つ、ナシという観点をとらえるとするならば、もう一つの産業として、花、鉢物の花が本巣市の中では大きな主流としている農業生産物と言えるだろうと。鉢物の花で言うなら、ミニバラであり、セントポーリアがかなりのマーケットの比重を占めているというのは御承知のとおりだろうと思います。イチゴも岐阜県の産地の中でいくと主力産地と言える部分であり、柿は昔から本巣、岐阜の柿は本巣と。あるいは、言ってもいいかわかりませんが、「マルイトの柿」というブランドというものが先人の努力で作り上げられてきた。しかし、さらにこれをブランド化していく場合には、先ほどもお話ししましたように、商品価値をブランドとして1ランクも2ランクも上げていく努力が必要だろうと。かつてはそういった産地づ

くりのために消費宣伝とか、あるいは天敵農薬なり、あるいはフェロモン誘発剤とか、そういった農薬とは違った形での防除方法として考えられ、また助成もされてきたように思います。

今後、これからの農家、高齢化している農家の中にさらに若い人たちが自信を持ってつくるためには、本巢市の農産物を商品として扱った場合に、他の産地よりも1ランクも2ランクも上がったブランド化した商品として販売できるシステムをどうつくっていくかということが、今後の農業を担っていく若い人たちにプレゼンテーションできる、あるいはプロジェクトとして企画を持って進めていく形として推進していくべきではないかというふうに私は考えています。そのためには、ずうっと助成をするというのは非常に難しい問題でしょうと。ある一定の期間、研究期間も含めてブランド化するための、そのためにも安心・安全な農産物を商品化するために、コスト軽減も含め、ブランド化できるまである程度助成をしていく補助金制度、あるいは育成にかかわってくる消費宣伝も含めた形での助成制度というものをつくっていく必要があるだろうし、また研究していく必要があるだろうというふうに考えています。

今本巢市の中で主力と言われている農産物、そのものを次の代に引き継いでいく形の中で、そういった天敵なり、あるいはフェロモンとか微生物とかという農薬を使っていく中で、本巢市の農産物はどこの農産物よりも安全ですよと、ぎふクリーン農業を超える、あるいはぎふクリーン農業が逆に本巢市の農業を目指すほどの形の部分を本巢市がつくっていく考え方を執行部として検討していただけるかどうか、見解をお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

農産物、観光などの本巢市のブランド化ということで、まず第1点の、安全な商品づくりということでの取り組みはどうだというお尋ねでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

議員のお話のように、本巢市の柿振興会、苺振興会という皆さん方の栽培技術というのは国内でもトップクラスでございます、柿、イチゴというのも全国的にも高い評価を受けております。こうした評価は、これまで長い年月をかけて関係者の皆様が栽培技術を研さんしたたまものでございます。また、県が推進しておりますぎふクリーン農業、いわゆる減肥農薬ですね、減肥農業というんですか、そういうものを積極的に取り入れて、より安心・安全・健康な農産物ということで他県との差別化というのも図っておられます。

しかしながら、議員御指摘のように、これから市場の競走が激しいということで、これからもこうした高い評価を受け続けるためには今後とも改良などの研究を進めていく必要がございます。既に柿振興会におきましては「果宝柿」のブランド化ということで積極的な取り組みをされておられるところでございますけれども、市におきましては、こうしたブランド化を目指して各振興会が実施いたします消費拡大事業のPR活動というのに対して助成をしておりますし、そのほか皆さん方がいろいろ施設整備をやるというときにも、国・県の支援に協調して助成も今行っているところ

るでございます。議員の御指摘のさらなるグレードの高い本巢ブランドづくりに対する支援ということにつきましては、これからも国・県の財政支援、技術支援というのが得られるように協力をしていきたいと思っていますし、市といたしましても、こうした国・県の支援に協調する形で支援というのを検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

JAぎふに合併をいたしました、JAもとすが。そのJAもとすの時代に、柿の共選機の導入が検討された時期がございます。残念ながら合併前にはそれができなかった。その中で、ブランド化を目指していく中で一つの目安として出てきた問題が、柿の糖度計の導入による共選機という問題が私自身の知り得る情報の中では共選機を導入する中で一つの目玉かなというふうに思っていました。これも一つのグレードを上げる意味での取り組みだろうと、これは私は非常に大事なことだということを実は思っています。

一つの例えで言いますと、飛騨牛のブランド化を進める中で、A5、A4とかという形のランクの中でA5以上を「飛騨牛」というというランクが今度はっきりと明確化されてきた。本巢の柿を、全体的に見たときに「本巢の柿」と、あるいはもう一つ言うなら、先ほど市長がおっしゃったように果宝柿、あるいはそれにかわる柿のブランドを一つ上げるとするなら、糖度幾つ以上は本巢の中の最上級ランクと位置づけるような形での、糖度計の導入によつてのグレードアップをさせるような形の部分の取り組みも必要だろうと私は思うんです。もう一つ、イチゴで言うなら、福岡の「あまおう」という商品は、これは最低単価を決めて市場に出してくるといううわさが聞こえるほどのブランドづくりを福岡県自身が取り組んできた。こういう取り組みというのも私はひとつ参考にすべきだろうと。

今おっしゃったように、国・県の助成をそういうブランド化づくりのために働きかけも大事ですけども、やっぱりそういうプレゼンテーションをしながら、本巢市でもやるけれども少し助成をしてくれないかというような働きかけも今後していただくには、そのためのランニング期間が要るだろうと、調整期間が。その取り組みの5年先を見据えた形での、ブランドづくりに向けてのその計画的な調査研究をしていく形の部分を本巢市が独自でつくっていかなくちゃいけないだろうと。当然、関係機関の協力もななくちゃいけないだろうと。幸い普及員の制度が、岐阜県の努力で、各地域に品目ごとで普及員の皆さんが努力をされておられる。その努力の結果が今の私は本巢市の農業の基礎をつくっていると思っている。そういう意味で、普及員の皆さん方とも相談しながら、あるいは岐阜大学の教授の皆さん方、特に福井教授あたりはかなり本巢の農産物、あるいは鉢物の花も含めて情報提供をかなりしていただいた時期があります。そういった方たちの知恵もおかりしながら、本巢市の農業をさらにグレードアップしていくということについて御努力をいただけるのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

今の再質問というのは本当に重要な点でございます、糖度計の導入というようなことでやるといっても、果宝柿も何を「果宝柿」というかというのは、糖度を基準にして、16度以上とか、そういうものをいうというような規定もされてブランド化というのを進めておられます。そういったことで、糖度計を利用していわゆるほかとの差別化というのは、本当にそのとおりだと私も思っております。ただ、これからも、まず事業者自身が一生懸命取り組んでいただく。そして、その過程で私ども市としての対応も必要としていただけるなら、我々も、先ほど答弁で申し上げたように、国・県の技術支援、県の研究機関等の技術支援等もお願いしながら、そしてまた事業者の方々がいわゆる多大な経費をかけて云々となれば、そこについてはまた市としての支援というのは可能な限りの対応というのもこれからも検討していきなさいいけないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、本巢市でつくられました農産物で農家の方々が収入も得ていただき、そしてまたこの地域の活性化、そしてまたこの地域の安心・安全の確保というのに寄与するという大きな役割も持っていておられると思っておりますので、そういった点からも、こうした取り組みというのはこれからも引き続きしっかりと対応していきたいし、またバックアップも考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

それじゃあ2点目に移ります。

これは農地の有効利用ということで、先ほどの浅野議員の話とよく似た形で、私もちょっと一つちょんぼをしまして、この食文化のところではパソコンで打ったときは入れておったのが2行抜けておまして、食文化の部分で、これは載っておりませんのでお話だけさせていただきますが、休耕地をお花畑という形につくっていく中で、家族連れ、あるいは観光にお見えになった方たちの中で、本巢市の食文化、特に私の注目をしておるのは、根尾におけるいろんな農産物の食文化というのは独自のものがあって、うすずみのレセプションでも食べさせていただいたときには、本当にこれをどうして市民に、あるいは多くの人たち、観光客に食べていただけるかという取り組みも、こういうお花畑構想をしていく中で、そこでどうリンクさせていくかということを実は入れておったところが、それが提出して後から見たら2行抜けていましたので、その点については抜けておりましたので結構なんです、浅野議員と違った形の答弁がいただける形があるならお伺いしたいというふうに思っておりますし、基本的にはどうやった形でこの休耕地、あるいは放置田を有効にしていけるかということで、御準備している答弁の中で浅野議員と少し違うところがあればお答えいただければ

ば結構ですけれども、ひとつお伺いしたいというふうに思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

二つ目の観光資源、食文化のブランド化というお尋ねでございます。

農産物の話がちょっと抜けたというような話をされていますけれども、本巢市の観光資源、食文化のブランド化ということでございますけれども、観光振興というのを図っていく上でブランド化というのは常々申し上げておるように重要でございます、またそうした観光資源と今お話のございました食文化をセットにした観光振興というのは大変魅力のある、観光地と食を一緒にしたものというのは大変魅力のある観光振興策だというふうに思っております。

本巢市には、観光資源ということで、根尾の淡墨桜を初めといたしまして幾つかのブランド化されたそういった観光資源がございますけれども、食文化につきましては、先ほどもちょっと触れられましたけれども、掘り起こしが必要だろうというふうに思っております。特に新しい農産物の確保ということも含めて、やはりこの地のものを一度再点検をして、その中でブランド化できるものをやはり発掘していくということが今必要だろうというふうに思っております。県におきましてもなかなか、私も県職員を長くやっておりましたけれども、岐阜の場合には、岐阜の食というのは何かと言われたときに、県外の方にいろいろお話を聞くと、なかなかないんですね。それぞれの県ではそれぞれの代表するような、いわゆる土地の料理とか食がございまして、皆さん方はそれを楽しみに観光なんかに行かれるんですけど、岐阜の場合にはそういうものがなかなかないということで、前知事もそういうことで岐阜の食を発掘して何とか全国に売れるようなものはないだろうかという取り組みもされておりました。少しずつやってはありましたけど、なかなか先行している各県のような、岐阜なら何というふうな、そういう食というのはなかなかないというのは現在もそういう状況は変わっておりません。

そういう中で、この本巢市も同じようなことだと思っております、やはりそういう中でも、この地に来ていただいた方には、この地でとれた、そしてこの地でしか食べられないもの、そういったものをやっぱり厳選しながら提供して、そしてこれからもこの地に足を運んでいただけるような、そういった食を使った観光振興というのもこれからやっぱりしっかり取り組んでいかなければならないというふうに思っております。そういったことで、昨日もお答えをいたしましたけれども、ちょっとおくれておまして申しわけないんですが、地産地消委員会というのを近々設置する予定にしております。そういった中でも、地産地消を含めてブランド化の話もいろいろ御議論いただくということにもしております、その中で御意見も伺って、また観光協会とか商工会、農協等の支援、協力もいただきながらブランド化というのに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

農地の景観事業については、浅野議員の御質問に産業建設部長が、現在、生産調整の景観作物とか農地・水・環境云々で交付金もやっていますよという話を答弁させていただきましたので、それ

以上のものはございませんけれども、市単独でこういう農地を借り上げて云々となりますと、とりあえずは国の方でこうしたいろんな補助制度がございますし、助成の仕組みというのができておりますので、しばらくはこういうものを活用して、今回、耕作放棄地の対策なんかも出てまいりました。とりあえず農地は農地としてしっかりまず使っていくということをまず第一にこれからも進めさせていただいて、その後、その中でもまた対応が漏れてくるもの、できないもの、そしてなおかつ市として何かやっていかなきゃいけないと、そういうものについてはこれから研究しながら対応していきたいなというふうに思っております。いずれにいたしましても、当面は国のそうした生産調整ですとか、農地・水・環境でございますとか、耕作放棄地対策というようなものを使いながら、農地のいわゆる有効活用というのを当面は重点を置いて取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

私の質問の中で、言葉足らずな質問になったんで、ちょっとその点については市長がお答えいただいた部分で了解をしますが、「高山」という名前、「白川郷」という名前、これは私はブランドになっているというふうに思っています。「淡墨桜」というのも実はブランドだろうというふうに私は思っております。でも、淡墨桜と本巣市がリンクしないんですね。これをやっぱり努力していかなきゃいけない。「淡墨桜は本巣市」というブランドという形の部分を、あるいは本巣市イコール淡墨桜なのか、この部分についてはわからないにしても、どういう形になっていくかは。でも、そのブランドという、名前のブランドと。本巣市と言われても、どこにあるんですかという形では、やっぱりブランドになっていかない。だから、本巣市イコール淡墨桜でも構わないと思う。それが、本巣市というブランドづくりというものについては、いろんな形をつくってでも「本巣市」という名前のブランド化というものはまず、いろんなものを通じてでもですけど、つくっていかないと、やっぱり観光客を誘致するのは難しいだろうと。理解されていると思っているのは我々の勝手な思い違いであって、ほかの人に聞いてみると本巣市ってどこにあるんですかという答えの方が多いわけなんで、ああ、淡墨桜なら知っていますと、やっぱりそのところをもう一度、本巣市というブランド化といういろんなものをつくっていく形についてはお互いに切磋琢磨して研究していく必要があるだろうと考えていますので、この点については要望という形の部分で、今後の課題という形で、御意見だけ申し上げていきたいというふうに思います。

次、2点目に、障害者のケアハウス、グループホームなどの建設、施設設置についてお伺いをしたいというふうに思います。

知的障害や、あるいは発達障害、精神障害者の方たちが授産所で、あるいは福祉施設で働いている。働いていて、自宅から今通園・通所してみえる例があるわけなんですね。将来的にその人たちが自立していくために、そういった施設、共同生活施設という問題について、実はつくっていかな

いと、いつまでも親、あるいは家族だけでその生活の助けは、いつか自分で自立していかなければならない時期が来るということで、これは随分前からいろんな意味で課題となってきております。

今回、私もある方たちからお話を聞いたのは、カフェミーティングという形で、あるいはサロンというような形の中で私たちと同じような境遇の人たちが集まっているような勉強会をやっていますので一度来ていただいけませんかという形をお伺いしましたので、実はお伺いをさせていただいた。そこでお話をしてみえたのは、まさにこのお話の検討をされておみえになりました。それで、その障害を持っておられる方たちの面倒は、ボランティアの方たちがお見えになります。中には本業市の市役所の職員の方も、ボランティアとしてその人たちと一緒に活動してみえる職員の方もお見えになりました。

その中でお話を聞いておりましたのは、NPO法人によって施設をつくっていくという形で、あるいはつくってきたという形の中で、実態を研修しておみえになりました。私はその話をずうっと黙って聞いておまして、大変なことだなと。NPOでつくるにしても、建設資金の問題、あるいはそれぞれが持ち寄ってそのNPO法人を立ち上げていく、そして建設にかかわってくる問題、その施設を運営していく人の問題、その人たちに払う賃金の問題、そういったもろもろの問題があって、建設をしていく場合に非常に足踏み状態になってしまっているというのがその実態であるなどということを痛感いたしました。

今後、本業市としてこういった共同生活施設、私は共同生活施設という考え方を持っておりますけれども、どういった形で今後進めていかれようかなと。あるいは他市の問題、他市ではNPO法人で立てられて、そこに助成をして一応建設して、後は市じゃなしにNPO法人が運営をしているという、長い間の施設管理も含めて、あるいは建設費の返済の問題なども含めていくと、建設前にいかにも十分な協議が必要で、市としての方向性を出していく中での協議機関も必要だろうということも含めて、市としてどのようなお考えなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

二つ目の、障害者のケアハウス、グループホーム等の施設設置ということで、NPO法人への支援云々というお話でございます。その件につきましてお答えを申し上げたいと思います。

議員のお話のように、グループホーム等の設置につきましては、社会福祉法人、それから社会福祉事業団とNPO法人による設置・運営というのが現在ございます。知的障害等のある人にとりまして生活の自立というのは非常に重要でございまして、自立に向けての受け皿づくりの拡大というのは必要であると考えておまして、NPO法人によります受け皿づくりの拡大というのは市としても大いに期待をしているところでございます。しかし、拡大の課題ということで、先ほどもちょっとお話も出ておりましたけれども、NPO法人によります新たな施設設置というのは、多額の経費もかかるんですけれども、現在まだ国の補助対象になっていないんですね。こういったことから、

私も岐阜県の市長会におきまして、国に補助対象となるように要望書も出して、国に今要望もしておるところでございます。

今後、受け皿づくりを拡大していくためには、議員御指摘のように、最も財政力の弱い団体でございますこういったNPOもこうした国の財政支援を受ける、そういう仕組みがやっぱりできないと、受け皿の拡大には厳しい状況だろうというふうに思っております。そういったことで、これからは市といたしましては、引き続き市長会等とも連携しながら、引き続き国に対してNPOを新たに国の支援制度の対象にするように要望してまいりたいと思っておりますし、また皆さん方のお話をお聞きするというようなことで、現在、障害のある方の地域における自立支援を推進するために設置しております市の障害者地域自立支援協議会、こういった方々の御意見も聞きながら、またこういった場にもまた皆さん方にも参加をしていただくような形で進めさせていただきたいと。そして今後、NPOのこの活動が具体化するにあわせて、市としてこういった支援ができるかということと一緒に検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

まさに市長がおっしゃったとおりで、実質的にNPO法人でこういうのをつくっていこうという形の部分で進められても、市独自の補助だけで割っていくと、どうしても苦しい台所状況での運営ということが見えてきているんですね。そういった意味で、今市長がおっしゃった取り組みはぜひともお願いをしたいというふうに思います。

それで、本巣市としてこれからやっていく場合に、やっぱり短絡的にすぐやってしまうという短期的なことじゃなくて、長期的な視野に立った形での、本当に本巣市としてはどうしていくのかという形の部分のやっぱりビジョンづくりをひとつお願いしたいのと、現場の人たち、市長がいつもおっしゃる現場、現場の人たちの声を聞くシステム、代表者だけではなくて、実際の育成者なり保護者の方たち、家族の方たちの声を聞きながら、こういったものをしていったらいいのかと。これは一人ひとりが違った形での対応しかできない部分もありますし、働くところも実は同じところではない場合も結構出てまいりますので、そういった部分も含めて、十分現場の人たちとの対話を含めた協議を進めていってもらいたいのが一つと、旧の真正地域からずうっと続いているのは、そういった授産所に入っている人たちが宿泊を体験していく形での経験を積んでいくという形の部分をやられておられる。現実的にこのシステムという、これはほとんどボランティアでやられているだろうというふうに思っていますけれども、そういった所生さん方の自分の家庭ではないところで一遍泊まっていく、グループで泊まっていくという、こういったシステム化という体験的な問題も、私は一つのそういった施設の人たち、あるいはこれから学校を出てこられる人たちも、宿泊を体験して共同生活という実態というものを体験するシステムが必要だろうということを思っているわけです。これをやっぱり、今、真正地域がアパートを借りてやっておられる。その部分についても何

らかの形で支援活動もできないかということも考えております。そうした中で、こういった形のこれから協議をしていくかという形が必要だろうというふうに考えていますので、その点について市長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

質問の2点目の、自立に向けての対応ということでお尋ねでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

現在、市におきましては、障害のある方に対する自立への働きかけということで、今御質問のございましたような、宿泊による自立生活訓練を目的といたしましたふれあいホーム事業、これは昨年までは県の補助を受けながらやっておりましたけれども、県の補助が切られたという状況もございましたけれども、市の単独の経費でことしも継続させていただいて、ふれあいホーム事業ということでまた今年度もやらせていただいておりますし、また今後もぜひそういう方向で続けていきたいと思っております。それからまた、公共交通機関の利用と外出時の自立訓練を目的といたしました外出支援事業というのも今市として行っております。

障害のある方の自立というのは、地域での生活にかかわることでもあることから、地域での支え合い、見守り合いということが大事でございまして、それをまた地域福祉の中でしっかりととらえていくということも大切なことでございます。そういったことで、対象の方とのいろんな御意見、そしてこういった現場の話、そして何で悩んでいる、どういう要望があるのか、そしてこういったことを希望しているのかというようなことをやっぱりしっかりと把握してこれから進めていかないといけないと思っております。そういったことで、先ほど答弁のところでもお答え申し上げましたけれども、障害者地域自立支援協議会というような形でしておりますので、そういった席に対象者の方にもまたお越しいただく、そしてまたそういった方と交流というか、意見交換する場を設けていただいて、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

市長から明快、私からすると本当に明確なお答えをいただいたということで、あと実現に向けて、実践に向けてひとつ御努力を願いたいというふうに思います。

じゃあ3番目の、もとバス、根尾バスなどの公共の交通機関の考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。何か皆さん時間を気にしておられますので、自分では10分程度ずつで思っておりますので、よろしく願いをいたします。

端的に申し上げまして、もとバスが実証実験をやられて、この会議の始まる冒頭に市長からも実

証実験結果というのを御報告がありました。それで、ああという形で、また詳しくお聞かせいただく機会をつくっていきたいなというふうに思っております。

もとバスについては、よからぬ名前までつけられて、執行部も、あるいは議員もちょっと耳の痛い話になっている実情があります。そうした中で、今後の方向性については、本当にどうしていくかということについては、多分もうほとんど方向性についてはわかっているもなかなか今口に出せないだろうという中で、検証をした部分でお伺いをしていきたいと思うんです。

もとバスは、正直申し上げまして、2,900万ですか、大体3,000万近い金額の契約という形で岐阜バスと契約をされている。それで、実証実験で少しでも利益を上げていこうという形で取り組んでおられると。無料期間も含め、かなりお客がふえてきていると。私も自分の周りの中で、もとバスを利用して、先ほどの若原議員のお話じゃありませんが、ぬくいの温泉へ行くという、私の地域の人たち、ほかのところからも、糸貫から真正へ行くと今度は逆にモレラで乗りかえなきゃならなくなったというお話も聞いておりますけれども、ぬくいの温泉へ行くという形で何人かのグループであちらこちらで乗っておられるという部分も実は前よりふえてきているということをおもっています。ですから、ぬくいの湯を利用する形でもとバスとの連携というのは一つのPRポイントかなというふうに思っておりますけれども、じゃあ一方で採算性というふうに考えた場合に、365日あるわけなんで、1万円稼げば365万ですし、10万円稼げば3,650万ですので、1日10万円稼げば黒字になるわけなんです、10万円稼ごうと思うと100円ですと1,000人ですか、1万円稼ぐと100人乗るといいう形になる。1万円では、365万では到底採算性は合わないだろうと。

ですが、実証実験等々にかかわっていく部分について、採算性という問題点の中で、もとバスという問題について大体どれくらいのめどを考えて実証実験等、あるいは今後、採算ベース、どこまでは、福祉というのを含め、公共交通という点で分岐点として考えてこの問題をとらえておられるのだろうか。今も話したように、1日100人乗るといいうのもなかなか、毎日100人乗せるという努力というのも大変な努力になってくるだろうと。かといって、なくすと利用している人はどうなるかという問題について、そういった基本的な分岐点についてどのような考え方でこのもとバスというものについて考えておられるのか、考えていこうとしておられるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、公共交通機関、特にもとバスの考え方につきまして、まず一つ目の採算性について、金額などの目標値があるのかどうかというお尋ねについて回答をさせていただきます。

まず、ことしの3月議会の全員協議会で報告をさせていただきましたとおり、昨年度に策定をいたしました本巣市地域公共交通総合連携計画に市バスの目標値を掲げ、公表をさせていただいたところでございます。

それで、23年度までに達成すべき目標値といたしまして、もとバスにつきましては利用者数を年間約2万6,000人というふうにさせていただいております。これは昨年度8,000人ちょっと、1万人に届かなかったわけですが、これにつきまして2.5倍以上乗っていただくということになります。これにつきましては系貫地域、真正地域のほぼ人口に相当する数でございます。利用者数につきましてはそういった目標値を設定させていただきます。それから、市バス全体についての利用者1人当たりの市年間負担コストでございますが、これは昨年度、御存じのとおり市には3形態の市バスがございますが、三つを平均しますと、昨年は1人を運ぶのに市の年間負担コストにつきましては約1,000円ぐらいかかっておったわけですが、こういったものを総トータルで考えますと、もとバスで2万6,000人乗っていただきますと約2割のコスト削減になるのではないかとということで800円ぐらいを想定しまして、こういったところを目標値としております。こういったことをすることによりまして費用対効果の改善を目指しているところでございますので、御理解賜りたいというふうに思います。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

2万6,000人という、全員が100円で乗った場合260万ですね。だから二千何百万という経費の1割で、あとの9割は市としてその部分については持ってもいいという判断で物事は考えておられるというふうに理解したわけですね、今初めて。その数値がいいかどうかという問題は、これから多分相当な期間に議論をしていく形になるだろうと。それで、もうおっしゃったように3路線ありますので、もとバスという問題の今度は契約の問題に行きます。

現状の契約の中では、収入は岐阜バスに入ると。契約形態は、当初に毎年度契約をされていると。当然、利用客が多くなってくればその契約金額は減っていくだろうと思うし、当然補助もございません。ですが、今の段階、お客をどんどんどんどんふやしても本巢市にとってはメリットはないわけですね、今の段階では。契約金額がもう決まっていますので。それがいいか悪いかといえば、利用客がお金を払って乗っていただきますので、その部分でこの260万を目指してやっていただく、それはそれで結構だと思うんです、次の次年度にそれが反映される契約だろうというふうに判断をしているから。その点について、契約内容について、利用者が多くなってくると市に対して何らかの利益還元になっていくような契約になっていくのか、あるいはそういった形の契約にしようとしておられるのか、見解をお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

ただいまの2点目の御質問でございますが、もとバスの利用者がふえても市の利益につながらな

いといった今の契約形態ということにつきまして、まず、もとバスにつきましては本巣市が岐阜バスに運行を要請しております。したがって、道路運送法上は岐阜バスが旅客運送事業をみずから行うということで同法第4条の許可を受けて運行をしております。したがって、利用料金の収入も当然に法律上の事業主体である岐阜バスに帰属しまして、市の収入になるものではございません。

なお、参考までに、岐阜バスが得たもとバスの平成20年度の利用料金の収入は約75万円ほどとなっております。仮に利用者数が激増して岐阜バスの収益性を大幅に改善するような事態になれば、協定上の市の負担額につきまして当然見直しを岐阜バスに対して申し入れる必要があるというふうを考えております。このような事態になれば、議員御指摘の利用者数の増が、間接的ではありますが、市負担額の減という形で結果的には市の利益につながる可能性もないわけではございませんが、現状においては、そのように市負担額の減額を申し入れるだけの利用者数の激増は現実的な話ではないというふうを考えております。

また、当初こういった定額制で本巣市の場合は委託したわけでございますけれども、このお願いをするに当たっては二つの方法が現在あるというふうに聞いておりますが、要するにもとバスのように、自治体が政策的見地からバス事業者に4条許可を要請して、一般的に採算性の確保が困難なルートである場合ですね。このため、バス事業者が100%自前で運行することは現実的に困難でありますので、現実的には自治体がバス事業者と協議の上、ある程度の負担は必要となっているということで、まずその負担方法ですが、運行経費から利用者料金収入相当額を除いた赤字についてバス事業者に対しまして補助をする赤字補てん型と、もう一つは、今言いましたように、契約や協定を交わし、定額を委託によりまして負担するケース、定額方式、この2通りがございますが、本巣市の場合は当初にこういった後者のケースで協定を結ばれたというふうに聞いております。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

今後の検討課題として一つ出てきたというふうに私は理解しておりますので、それはそれで結構です。

もとバスと根尾バスの料金の差、根尾バスについては多分子供さん方も通学バスとして利用している部分がある、それに対する助成もされておる。この料金差についてどういうふうに考えておられるか、見解をお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは3点目の、根尾バスの料金ともとバスの料金の差をどのように考えているかということでございますけれども、ことし3月の総務企画委員会でも報告させていただきましたとおり、根尾

地域の自主運行バスにつきましては、遠距離利用される方と近距離の利用をされる方との負担割合をかんがみまして、距離別運賃制としております。また一方、もとバスにつきましては、他の都市部でも見られますように、コミバスですね、平地において近距離を反復利用されるというような方を主に想定しているために、ワンコイン制としているところでございます。ただし、ことし6月からの再編に伴いまして、70歳以上の高齢者に対しましては根尾の自主運行バスと同じように無料ということで均衡を図ったところでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

根尾バスは100円で全線は通れないんですよね。その点についてはどうですか。

議長（後藤壽太郎君）

高田企画部長。

企画部長（高田敏幸君）

今も申し上げましたとおり、根尾バスについては、長いところでは二十数キロという区間を乗られるわけですね。そういう方と、根尾地域で同じ地域の方が1区間乗られる場合もございます。そういったものの負担割合を勘案して距離別運賃制にしているということで御理解賜りたいと思います。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

不均一課税ももう終わると。根尾だけある意味で特別な部分という形のとらえ方ではなくて、一つの公共交通機関というとらえ方として今後私は議論が必要だというふうに考えています。そのことだけ申し上げて、この部分は結構です。

次に、樽見鉄道の関係について2点お伺いします。

これは教育長にもお願いしなきゃいけません。樽見鉄道の利用者に、多分定期代という形で利用されておる。その運行で、中学校の生徒の実情と、部活動も含めた形での実情という形の中で、ダイヤ改正等も含めて、そういった樽見鉄道の利用者の部分と樽見鉄道との話し合いとかというのは行われたことがあるのかと。そのことが行われるような取り組みが企画課でされたかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、樽見鉄道のダイヤ、運行に子供たちの実情が加味されているかどうかということにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

樽見鉄道の運行、特にダイヤの改正に当たりましては、教育委員会といたしましても、これまで、生徒たちの学校生活にできるだけ支障を来さないよう、そして学校からの要望をもとに樽見鉄道と連絡をとりながらお願いをしてきているというのが実情でございます。

樽見鉄道の会社の方におかれましても、それにこたえられる、これも大変困難な中ではございますけれども、御配慮をいただいているところでございます。特に平成18年でございますが、モレラ岐阜駅ができたときでございますけれども、そのときにダイヤの改正がございました。その際に、本巣中学校の部活動とか下校時刻に大きな影響を与えます夕方5時代の列車、これが影響を受けたことがございました。その際も、中学校、そして教育委員会、さらには地域の方々に御要望をいただきまして話し合う機会を持ちまして、そして、その年の10月でございますけれども、5時40分本巣駅どまりという、それから向こうへは行かなかったわけでございますが、その列車を当時の通学生徒の状況に合わせて神海の駅まで延長をさせていただいておりますし、さらには翌年でございますが、日当とか鍋原、こういうところの生徒も入ってまいりましたので、11月ではございましたけれども、このダイヤ改正におきまして神海から樽見の終着まで延ばさせていただきまして、すべての本巣中の列車を利用する生徒が通えるようにというような便宜を図っていただいたところでございます。

現段階でございますけれども、その後、学校からは特に今の段階では列車運行にかかわりまして特別な要望は伺っていないのが実情でございます。しかしながら、今後も、ダイヤ改正の折というお話もあったわけでございますが、特にその際に、子供たちの生活に支障が出ないように、教育委員会としても学校の実情を把握しながら、会社の方と連携をとりながら進めていければと、そんなことを思っているところですが、どうかよろしく願いいたします。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

ダイヤ改正の問題で、本巣中学校の生徒、あるいはそれを見ている保護者、育成会の皆さん方から、放課後の部活動の充実度が非常に他の中学校に比べると充実感が足りないという部分の意見を伺っているんですね。確かに運行の場合について、その部分については多分今言われた大きな問題が出てきたよりは解消されたんでいいだろうと。でも、部活動の充実度という問題について、部活動は教育の一環ですので、その部分についてやっぱり本当に練られているのかということについては、教育長、いかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を白木教育長。

教育長（白木裕治君）

部活動の件についてお答えをしたいというふうに思っております。

今議員御指摘のとおり、確かに本巣中学校の部活動の時間でございますね、他の中学校と比べまして若干短うございます。ただ、大変、1日の日程、こういうものでも中学校の方で努力をしております、できるだけ多く時間を確保したいという思いで今までも進められてきているところでございます。時間が短いということを申し上げたわけでございますが、具体的に申し上げますと、夏場は一応5時半が最終下校となっております。これは、よその学校でいきますと、糸中あたりですと45分でございます。ですから15分ほどの差があるわけございまして、これを累積しますと大きな時間になるかというふうには思っておりますが、学校の方におきましては、部活に臨む姿勢とか意欲づくり、こういうことで、時間は若干短うございますけれども、集中してやる中で効果を上げたいと。現在の校長もそういうことで取り組んでおりますので、御理解をいただけたらと思うところでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

最後、企画部にお願いをしますが、もとバスと樽見鉄道のダイヤ改正をしていく場合に、利用者の実情、もとバスの中でも、私はなぜこのもとバスと書いたかということ、特別支援学校へ通っている子供さんが、もとバスが行かなくなったことによって、今の話、部活動ができなくなったと。そういう実情の中で、スクールバスを使うことによって部活動ができなくなったと。今の実情をお聞きすると、前よりも若干よくなったなど、本巣中学校の部活動の状況は。準備体操をして、さあ始めるぞとやりにかかったら、もう終わりの整理体操というのが本巣の実態という話を聞いていた。時間的に切ると、ううん、それはちょっとえらいだろうな、部活動は。運動系は特にえらいだろうなという話を聞いていたんで、今後、ダイヤ改正を行っていく場合に、その実情、利用者の実情を加味したダイヤ改正について、もとバスも樽見鉄道も事業主体者とそういう実情を加味した形での協議を含めて、ダイヤ改正について、何しろ樽見鉄道は9,000万近くのお金を出しているところなんで、そのくらいの融通性は何とか本巣市は努力してもらいたいと思うんですよ。そういう部分について、教育現場の実態も含めた形でダイヤ改正に臨まれる場合には十分協議をしてダイヤ改正に取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思いますが、見解だけ、意気込みだけお聞かせください。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、樽見鉄道とかもとバスのダイヤを改正するときには利用者の実情を加味して協議していただきたいと、どうかということでございますけれども、樽見鉄道におきましては、通勤、通学、

観光鉄道としての役割を担っているところをごさいます、大垣駅におきますJRとか、谷汲口におきますバスとの結節がごさいます。それから、沿線全体を見て幅広いニーズを踏まえつつ、また厳しい経営状況の中で採算性や効率性も考慮しながら、現行のダイヤによりまして運行をされているものと考えております。

ことし4月のダイヤ改正に当たっては、先ほど教育長さんから回答を申し上げましたとおり、中学校等の要望も事前に市教育委員会を通じまして問い合わせをするなどしまして、沿線地域の声を少しでもダイヤに反映するような努力がされているということでごさいます。また、あらゆる利用者の御要望についてすべて100%おこたえするものではごさいませんけれども、今後もダイヤ改正の際には、教育委員会など関係機関との連携を密にしまして、利用者の声を把握するよう樽見鉄道にも指導をしてみたいというふうに考えております。

それから、もとバスにつきましては、ことしの6月から再編をしまして実証実験を開始いたしました。この再編に当たっては、昨年度から市内の世帯に市民アンケートとか、実際利用されている方のアンケート、あるいは各種団体の方が寄っていただいたワークショップ、あるいはパブリックコメント等を実施しまして、利用者の声は無論のこと、幅広い市民の声をお聞きしながら進めてまいりました。例えば今回、糸貫線、真正線にしたわけでごさいます、ルートを短くしまして、1回に前は七十数分かかっておったものを40分という短いルートにしまして、1時間に1本の運行本数の確保とか、樽見鉄道の結節の向上、こういったものにつきましては意見が多かったことを踏まえて今回の再編において対応したところでごさいます。

このほか、本巣地域におけるもとバスの運行取りやめにつきましては、事前に県の教育委員会とか、本巣地域までもとバスが来ておったわけですけど、これを取りやめたときには、県の教育委員会とか本巣の特別支援学校に出向きまして説明を行って理解を求めるとともに、通学者の代替交通手段につきましても、学校側と保護者側、それから樽見鉄道が協議する機会を設けております。こういったことで、もとバスにつきましては、引き続き皆さんの声を聞きながら、またこの8月にはもとバスのモニター制度もつくりまして、現在6人の方にモニターをしていただいております。こういった方の意見もお聞きしながら、ダイヤを初め、そのあり方につきましては検討してみたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔19番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

樽見鉄道は教育委員会だろうと。もとバスについては私は福祉関係の方たちだろうというふうに思っていますので、特に福祉関係の方からのもとバスに対してのことについてはたまたま最近耳に入ってきたことが多かったんで、ひとつ利用者の声という問題については十分耳を傾けてダイヤという問題については考えていただきたいということだけお願いをしていきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

傍聴の方々には、長時間にわたりまして傍聴していただきまして本当にありがとうございます。
今後ともよろしく願いいたします。

9月4日午前9時から本会議を開会しますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

